

北栄町脱炭素ロードマップ策定業務 公募型プロポーザル実施要項

1 事業の概要

北栄町では、地球温暖化による自然災害リスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、令和元（2019）年12月に「北栄町気候非常事態宣言」を表明している。

本業務は、脱炭素社会を見据え、本町の地域特性を踏まえて地域課題の解決につながるような再生可能エネルギーの導入や有効活用、省エネ対策等の目標を定めるための調査・検討を行い、2030年までに行政が率先して取り組む公共施設群を含めた2050年までのゼロカーボンを実現するための具体的なロードマップを策定することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 事業名 北栄町脱炭素ロードマップ策定業務
- (2) 事業内容 別紙「北栄町脱炭素ロードマップ策定業務仕様書」のとおり
- (3) 見積限度額 9,999,999円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 事業期間 契約の日から令和5年1月31日

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 過去に、国又は地方公共団体との間で本事業と同種又は類似の事業実績がある者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- (3) 応募期間内において、会社更生法の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者
- (4) 応募期間内において、国又は地方公共団体から指名停止等の処分を受けていない者
- (5) 国税、地方税の滞納がない者

4 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 企画提案書（任意様式。提案項目は後述）
 - ウ 事業実施計画書（様式2）
 - エ 事業実施体制の概要書（様式3）
 - オ 事業実績調書（様式4）
 - カ 会社概要書（パンフレット等）
 - キ 直近年の国税及び県税並びに市町村税に未納がないことの証明書
 - ク 委託業務に係る見積書（任意様式。消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 提出部数 ア～カ：正本1部、副本4部、キ及びク：各1部
- (3) 提出期限 令和4年6月10日（金）17時まで（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は事前に連絡すること。
- (5) 提出先 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町役場環境エネルギー課 電話 0858-37-3116

5 提案項目

企画提案書には、仕様書に基づく次の各項目について、課題認識を適切に行い、県内事業者・団体等と連携した調査や計画策定の具体的な手法を明確にすること。

- (1) 基礎情報の収集及び現状分析
- (2) 温室効果ガス排出量の推計
- (3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
- (4) 再エネ導入量の推計と目標設定
- (5) 将来ビジョン等の実現に向けた政策及び指標の検討・施策の策定
- (6) 町民等を対象とした説明及び合意形成の支援
- (7) 「北栄町脱炭素ロードマップ（仮称）」策定の支援
- (8) その他

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期限 令和4年6月2日（木）12時まで（必着）

イ 提出方法 任意様式で、電子メールによる。

ただし、質問書の件名に「北栄町脱炭素ロードマップ策定業務に係る質問」と記載すること。

ウ 提出先 北栄町役場環境エネルギー課

【電子メール kankyoe@e-hokuei.net】

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和4年6月6日（月）までに北栄町ホームページにおいて行う。

7 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 令和4年6月21日（火）午後1時30分から

(2) 場所 大栄農村環境改善センター 会議室4（北栄町由良宿423番地1）

(3) 時間 プレゼンテーション（15分以内）、質疑応答（10分以内）

(4) 出席者 プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名以内とすること。

(5) その他

ア プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、変更や差替えは認めない。

イ プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは町が準備し、プレゼンテーションに必要なノートパソコン等は、提案者が準備すること。

8 プロポーザル実施時の留意事項

(1) 本プロポーザルに係る費用の一切は、応募者の負担とする。

(2) 提出された全ての書類は、返却しない。

(3) 審査の公平性を害する行為又は提出書類等に虚偽の記載をした場合は失格とする。

9 審査の実施（予定）

契約予定者の選定は、審査委員が別表「評価基準」により、提出書類に基づくプレゼンテーションの審査を行い、「評価点（160点満点×4人）」と「価格点（20点満点）」の合計点の最も高い者を「契約予定者」として選定する。

審査結果は、すべての応募者に電子メールで通知する。なお、審査内容・結果について

での質問や異議申し立て等は一切受け付けない。

審査委員は、北栄町副町長、北栄町企画財政課長、北栄町環境エネルギー課長、北栄町環境審議会会長とする。

10 契約

町は、プロポーザルにより選定した事業者を相手方として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。

ただし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合は、次点者との協議を行い決定するものとする。

11 その他

- (1) 本実施要項に定めのない事項については、町が別途定める手続きによるものとする。
- (2) 本業務は、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用した業務であるため、同補助金交付の趣旨を理解した上で業務を遂行すること。

12 本事業の所管課

北栄町役場環境エネルギー課

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電話：0858-37-3116（直通）

FAX：0858-37-5339

電子メール：kankyou@e-hokuei.net

別表 評価基準

(評価点)

評価項目	評価の視点	評価の基準	配点
①提案評価	(1) 基礎情報の収集及び現状分析	課題認識を適切に行い、調査や分析、策定の具体的な手法や体制、スケジュールが適切であるか。県内事業者・団体等の参画や活用に寄与する提案であるか。	(採点) × 3
	(2) 温室効果ガス排出量の推計		(採点) × 3
	(3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成		(採点) × 4
	(4) 再エネ導入量の推計と目標設定		(採点) × 3
	(5) 将来ビジョン等の実現に向けた政策及び指標の検討・施策の策定		(採点) × 4
	(6) 町民等を対象とした説明及び合意形成の支援		(採点) × 5
	(7) 「北栄町脱炭素ロードマップ(仮称)」策定の支援		(採点) × 3
	(8) その他		(採点) × 1
②事業者評価	業務実績	事業の実施に当たり、実効性の高い企画力及び技術力を有する体制を構築し、事業実施後の継続的な支援が期待できる事業者であるか。	(採点) × 3
	事業理解度	事業仕様書を理解し、町の描く将来像を理解しているか。	(採点) × 3
合計			160

(採点)

- 5点：非常に優れている
- 4点：優れている
- 3点：普通である
- 2点：やや不十分である
- 1点：不十分である
- 0点：全く不十分である・問題がある

評価項目	価格点	配点
③見積金額	見積限度額の90%未満	5点
	見積限度額の90%以上95%未満	4点
	見積限度額の95%以上同額未満	3点
	見積限度額同額	2点
合計		(価格点) × 4
合計		20